

徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、徳島県内の私立高等学校等に在籍する生徒の教育に係る経済的負担を軽減し就学の機会を確保するため、徳島県内の私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）が実施する授業料軽減事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「私立高等学校等」とは、徳島県が認可した私立高等学校又は私立専修学校高等課程をいう。

2 この要綱において、「保護者等」とは、就学に要する経費を負担すべき者（生徒に保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいい、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項第1号から第3号までに掲げる者及び当該生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合にあっては当該保護者、生徒に保護者がいない場合にあっては当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）のうち、徳島県内に住所を有する者をいう。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の対象となる事業は、設置者が別表の中欄に掲げる要件を満たす生徒に対し、その生徒の授業料を軽減する事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は、別表の左欄の種別に該当する生徒について、同表の右欄の額をそれぞれ合計した額とする。

（学校法人の徴する書類）

第5条 補助事業を実施する設置者は、生徒から授業料軽減申請書を提出させるとともに、授業料の軽減を決定した場合には、生徒に授業料軽減決定通知書を送付しなければならない。

2 前項の授業料軽減申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、添付を省略することができるものとし、既に個人番号の写し等を提出している場合は、これを改めて添付することを要しない。

（1）個人番号カードの写し等貼付台紙（様式第1号）

（2）保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認できる書類

（3）その他、知事が必要と認める書類

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第2号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）私立高等学校等授業料軽減補助事業実施計画書

（2）私立高等学校等授業料軽減補助事業対象生徒一覧表

（3）その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、知事は必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次項に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

2 補助事業が完了したときには、直ちに授業料軽減確認書を徴さなければならない。

(変更の承認の申請書)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 私立高等学校等授業料軽減補助事業変更計画書

(2) 私立高等学校等授業料軽減補助事業対象生徒一覧表(変更分)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、補助事業の変更の承認をしたときは、その旨、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 私立高等学校等授業料軽減補助事業実績総括表

(2) 私立高等学校等授業料軽減補助事業実績報告書

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第5号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の規定による補助金請求書等を受理した後に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第12条の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業の実施方法は、授業料の還付又は補助事業者が徴収する授業料との相殺によ

るものとし、補助事業者は、実施をしたことを確認できる書類を作成しなければならない。

（補助金の交付決定の取消等）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき

（2）補助金を目的以外の事業に使用したとき

（3）偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者に対して報告を求め、又は書類及び帳簿等の調査を行うことができる。

（書類の保存）

第18条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 21 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）附則第 2 条第 2 項に規定する者に係るこの要綱の施行の日以後の補助金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 6 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表

種別	要 件	軽 減 補 助 額
1 類	私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する生徒のうち徳島県内に住所を有する者かつ高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条で定める就学支援金の受給資格の認定を受けた者（以下「補助対象者」という。）であり、次の要件に該当する生徒であること。 1 成績要件 1年生は当該年度1学期の、2、3年生は前年度の生徒の成績が5段階評価で2以下が50%未満であること。 2 経済的要件 （1）保護者等が生活保護世帯である場合 （2）保護者等の市町村民税所得割額が非課税である場合 （3）保護者等の（市町村民税の課税所得額（課税標準額）×6%）から市町村民税の調整控除額を減じた額（4月から6月までの月分の軽減事業にあっては前年度分。7月から翌年3月までの月分の軽減事業にあっては当年度分。以下同じ。）が154,500円未満である場合	（全日制課程） 当該私立高等学校又は私立専修学校高等課程に生徒が納付すべき授業料の全額から就学支援金支給額を控除した額 ただし、令和元年度における徳島県内の私立高等学校及び私立専修学校高等課程の平均授業料を上限とする。 なお、令和元年度における授業料が平均授業料を超える私立高等学校又は私立専修学校高等課程については、当該学校における令和元年度の授業料を上限とする。 また、受給期間は36月を上限とする。
2 類	補助対象者であり、次の要件に該当する生徒であること。 1 成績要件 1年生は当該年度1学期の、2、3年生は前年度の生徒の成績が5段階評価で2以下が50%未満であること。 ただし、判定対象となる成績がない場合には、在籍校の交付申請時点の最新の成績が5段階評価で2以下が50%未満であること。 2 経済的要件 上記1類以外で、保護者等の（市町村民税の課税所得額（課税標準額）×6%）から市町村民税の調整控除額を減じた額が227,100円未満である場合	当該私立高等学校又は私立専修学校高等課程に生徒が納付すべき授業料の1/2から就学支援金支給額を控除した額 （全日制課程） 令和元年度における徳島県内の私立高等学校及び私立専修学校高等課程の平均授業料の1/2を上限とする。 なお、令和元年度における授業料の1/2が平均授業料の1/2を超える私立高等学校又は私立専修学校高等課程については、当該学校における令和元年度の授業料の1/2を上限とする。 また、受給期間は36月を上限とする。 （通信制課程） 1単位当たり1,203円を上限とする。 また、30単位/年、通算74単位、受給期間は48月を上限とする。

特別	補助対象者であり、次の要件に該当する生徒であること。 1 成績要件 学習意欲があると認められること。 2 経済的条件 保護者等の失業や倒産などの家計の急変により、授業料の納付が困難となった者で、急変後の世帯の総所得金額が年収590万円未満相当となる見込みであり、家計急変の原因が現に継続していること。	(全日制課程) 当該私立高等学校又は私立専修学校高等課程に生徒が納付すべき授業料の全額から就学支援金支給額を控除した額 ただし、令和元年度における徳島県内の私立高等学校及び私立専修学校高等課程の平均授業料を上限とする。 なお、令和元年度における授業料が平均授業料を超える私立高等学校又は私立専修学校高等課程については、当該学校における令和元年度の授業料を上限とする。 また、支給期間は36月を上限とする。
----	---	---